

(趣旨)

第1条 この要綱は、年間日照時間が長い本市の地域特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の構築に寄与するため、太陽光発電設備及び蓄電システムの導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備をいう。
- (2) 蓄電システム 住宅等に設置されるもので、太陽光発電設備と連結し、発電した電力を蓄電するものをいう。
- (3) 建物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 対象設備 市内に存する建物の屋根又は壁に設置する太陽光発電設備（太陽光発電設備を構成する設備の一部のみを設置する場合を除く。以下同じ。）又は蓄電システムをいう。ただし、未使用品（蓄電システムにあっては、未使用品であり、かつ、国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業の対象製品として登録のあるもの）に限る。
- (5) 自家消費 対象設備により発電又は蓄電した電気を自己の所有に属する建物、居住している建物又は事務所、事業所等として使用している建物で使用することをいう。
- (6) 新築 建物のうち、補助金の交付申請時において完成後1年未満のもの又はこれから建築されるもの若しくは建築中のものをいう。
- (7) 既築 建物のうち、補助金の交付申請時において完成後1年以上が経過しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、建物に対象設備を設置しようとする個人又は法人その他の団体（佐久市商工業振興条例（平成17年佐久市条例第129号）に基づく新エネルギー・省エネルギー施設整備事業に係る補助金の交付を受けた者を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己の所有に属する建物に設置しようとする者
 - イ 他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとするもの
- (2) 対象設備により発電又は蓄電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる対象設備の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用（工事に要する費用を含む。）とする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電システム

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象設備	区分	補助金の額
太陽光発電設備	新築	1キロワット当たり1万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については、四捨五入する。）を乗じて得た額とし、一の補助対象者の太陽光発電設備の設置に対し10万円を限度とする。
	既築	1キロワット当たり3万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満

		の端数については、四捨五入する。) を乗じて得た額とし、一の補助対象者の太陽光発電設備の設置に対し20万円を限度とする。
蓄電システム	新築	補助対象経費の実支出額とし、一の補助対象者の蓄電システムの設置に対し10万円を限度とする。
	既築	

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請書の様式等)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に関する見積書の写し(費用の内訳が記載されているもの)
- (2) 補助対象者が第3条第1号イに該当する場合にあつては、設置承諾書
- (3) 対象設備の設置前の状況が確認できる写真
- (4) 太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真(蓄電システムのみを設置する場合に限る。)
- (5) 設置予定箇所の位置図(住宅案内図等)
- (6) 太陽電池モジュールの配置図(太陽光発電設備を設置する場合に限る。)
- (7) 対象設備の形状、規格等が分かるもの(パンフレット等)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金中止・廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) しゅん工検査の試験記録書の写し(太陽光発電設備を設置する場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付請求書の様式)

第9条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(協力)

第10条 市長は、対象設備を設置し、補助金の交付を受けた者(以下「設置者」という。)に対し、対象設備を設置した月から起算して3年間、発電量、売電量及び買電量データの提示等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 設置者は、補助事業完了の翌月から起算して、太陽光発電設備にあつては10年以内に、蓄電システムにあつては6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。